

平成 28 年 月 日

安来市長 近藤 宏樹 様

安来市水道事業審議会
会長 石川 隆 夫

水道料金の改定について（答申案）

平成 28 年 1 月 15 日付け安水管第 90 号で諮問のあったことについては、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1. 料金改定に係る基本的な考え方について

①料金算定期間

水道事業の現状と将来計画を勘案し、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年とする。

②料金改定日

改定日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。（ただし、改定日以前からの継続的使用の場合は、6 月以降の請求分から適用する）

③料金体系

ア. 口径加算額区分の細分化

利用者全体の公平性を高め、使用量に応じたよりきめ細かい料金設定と
するため、現状の 6 区分から 9 区分に細分化する。

イ. 一般家庭と事業者（大口需用者）の料金単価格差の是正

生活用水料金の低廉性を確保するとともに、大口需用者に対して使用水量に応じた施設整備や維持管理にかかる費用の負担を求める観点から、逡増（ていぞう）制を維持していく必要性はあるものの、料金負担の大きい大口需用者に対して過度に負担を求めることは、地下水利用への切り替えが促進され、水道事業財政や地下水環境の保全にも影響を及ぼしかねない。

したがって、負担の公平性を図る観点からも、料金単価格差の是正に取

り組まなければならないが、料金体系のフラット化を進めるに当たっては、一般家庭の負担が急激に変動することがないように十分配慮し、慎重かつ段階的に行うこととする。

④料金改定率

水道事業を取り巻く環境が大きく変化し、税金等に依存せずに健全かつ安定した事業運営を継続するためには、適正な水道料金収入を確保しつづけることが必要であり、料金の大幅な引き上げは避けられない状況にある。

しかしながら、水道事業は市民生活に密接に結びついていることから、水道料金の見直しにあたっては、一般会計繰出金による料金低減策を講ずるなど、市民負担が必要最小限となるよう特別な配慮が必要と考える。

上水簡水統合に係る財政収支予測や水道事業の現状と将来計画、更には市民生活への影響等を総合的に勘案し、料金改定率については30%程度（30%を超えない範囲内）の引き上げとする。

ただし、今回の料金見直しは大幅な引き上げとなることから、段階的（平成29年度から3年間）に引き上げる激変緩和措置を講ずる。

・激変緩和措置

1年目（平成29年度）の改定率	最終改定率×1／3
2年目（平成30年度）の改定率	最終改定率×2／3
3年目（平成31年度）以降の改定率	最終改定率×3／3

⑤減免制度

今回の料金改定は、大幅な引き上げとなることに併せ、料金体系のフラット化を進めることで結果的に一般家庭の料金引き上げ幅がより大きくなるため、特に低所得者層への影響を考慮し、福祉政策的な観点から基本料金について減免措置を講ずる。

・減免対象者 前年中の世帯の所得が一定以下の世帯（生活保護世帯を除く）

1人世帯：	480,000円
2人世帯：	960,000円
3人世帯：	1,440,000円
4人世帯：	1,920,000円
5人以上：	1,920,000円に4人を超える1人につき

330,000円を加算した額

・減免率

メータ口径13mmの減免措置後の基本料金が現料金と同程度の金額になるように設定する

2. 歳出抑制策について

- ①財務体質の改善、収入確保及び経費の削減、組織体制の見直しなど、経営基盤強化の施策に積極的に取り組むとともに、更なる経費の効率化に努める。
- ②今後、水道事業全般の包括委託導入など、最適な事業経営形態の構築に努め、人件費の大幅削減を図る。

3. 付帯意見について

- ①水道事業経営にあたっては、常に企業の経済性を発揮して効率的な経営を追求するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されたい。
- ②今後とも水道事業を取り巻く環境や利用状況等を注視し、料金体系のあり方については継続的に検討を行い、利用者の公平性が確保されるよう努められたい。
- ③水道料金の改定は、市民生活や企業活動に大きな影響を与えることから、実施までに十分な周知期間を設け、施設の整備計画や水道料金引き上げの必要性などについてわかりやすく説明し、市民の理解を得られるよう努められたい。
- ④公共料金の改定に当たっては、安来市に納める各種の市税や料金等の負担状況（負担感）を勘案し、市民負担が急激に変動することがないように配慮されたい。